

## 第 1 1 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 30 年 6 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 36 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 37 号	御嵩町農業委員会の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定に対する意見について
報第 11 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂 太 郎
6、会議録署名者	9 番 鍵谷正 委員 10 番 鍵谷道隆 委員
7、欠席議員	5 番 青木友誉 委員 13 番 木村博子 委員
議 長	ただ今の出席委員は 12 名で定数に達していますので、これより第 11 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、9 番 鍵谷正委員、10 番 鍵谷道隆委員を指名します。
議 長	それでは、議第 36 号 農地法 第 5 条 第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する 意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 （事務局朗読）
議 長	1 号事案について、3 番 奥村委員 説明願います。
3 番奥村委員	申請地は、美佐野公民館より 100m 程の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、太陽光発電に適した土地であるため購入することとなりました。 申請地の北西は道路、北東は田、南西は譲渡人の畑、南東は水路・山林原野になっております。雨水排水は自然浸透にて処理します。誓約書・残高証明書・隣地承諾書・仮登記抹消登記承諾書を確認しました。転用による付近の土地の概要について 5 月 19 日、25 日に現地立会いを行いました。 以上本事案の申請内容に問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしく願います。 なお、譲渡人は現在亡くなっておりますのでその相続の関係も踏

議 長	<p>まえた上でよろしく申し上げます。</p> <p>質疑に入る前に事務局より相続のことを踏まえた上での補足説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第2種農地に位置付けられています。</p> <p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に基づき、発電事業にかかる事前届出が提出されております。</p> <p>また、今回の申請につきまして、申請提出後に譲渡人が死亡しておりますが、申請の効力は有効であります。今回は相続人からの同意書が提出されており、許可後に事業完了ができる見込みもありますので申請に関して問題はないかと思われま。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に2号事案について、3番 奥村委員 説明願います。</p>
3番奥村委員	<p>申請地は JA みたけ支店より西へ 200m 程の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲渡人は高齢となり耕作が困難なため現在申請地は休耕田となっており、今後も耕作の見込みはないため売却を希望し、譲受人は宅建業を営んでおり、分譲住宅候補地として売買契約をしました。</p> <p>申請地の北側は住宅地、東側は用悪水路、西側は用水、南側は道路となっております。雨水は東側の用悪水路へ、汚水は南側に入っている下水に接続します。周辺の農地へ被害を及ぼした場合は自己責任で解決いたします。</p> <p>誓約書、融資証明書、委任状を確認しました。転用によって付近の農地に与える影響はないと思われま。5月13日、25日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から本事案の申請内容については問題ないと思われまので、皆さんの審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第2種農地に位置付け</p>

<p>議 長</p>	<p>られています。</p> <p>また、当該地域は農振農用地区域に該当しておりましたが、平成29年度に除外された土地であります。</p> <p>以上です。</p> <p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案については適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に3号事案について、8番 田中宣行委員 説明願います。</p>
<p>8番田中委員</p>	<p>申請地は、御嵩駅より東南に直線で約300m、フューネラルみたけを東に約150m入った場所です。</p> <p>東はアパート、西は分譲住宅地、北は一部宅地に挟まれた場所です。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅・進入路・庭・駐車場敷地です。</p> <p>権利を設定しようとする理由として、譲受人2人は夫婦であります。夫は現在東京へ単身赴任中ではありますが、将来的には愛知県内に勤務される予定です。妻は、現在病院で仕事をしておりますが子供が幼少であることから、実家で手助けを受けて暮らしています。今後も実家の手助けが必要であることから実家付近で新居を考えていたところ、譲渡人の1人より病気がちで耕作できない旨の話があり、もう1人の譲渡人からも譲ってもらう話のできたので、進入路及び住宅・駐車場敷地として譲り受けるものです。</p> <p>転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要について、許可の日から6か月以内に個人住宅1棟を建設予定です。</p> <p>転用によって生じる付近の土地の被害防除施設の概要については、家庭雑排水は進入路を經由し北側道路の公共下水道に放流し、雨水については南側の排水路に排水する予定です。また、隣接の譲渡人の土地および排水路については擁壁を施工し被害がないよう努めます。万が一、被害等あった時には申請人により処理・解決いたします。</p> <p>一般個人住宅としては742㎡と面積が大きいものとなっておりますが進入路を含めての申請でありますのでよろしく願いいたします。</p> <p>添付書類として、水利組合への誓約書・同意書・県知事あて誓約書・ローン事前審査結果書・委任状を確認しました。</p> <p>以上のことから申請には問題ないかと思われませんが皆様の審議をよろしく願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>

7 番田中委員	申請地と北側町道に挟まれた進入路となる土地について、今回の申請の対象地となっておりませんが地目について教えてください。
8 番田中委員	地目は宅地であり、すでに分筆された土地であります。
7 番田中委員	分かりました。
事務局次長	申請地につきましては、名鉄御嵩駅が 300m 以内に位置しているため第3種農地に位置付けられております。 以上です。
議 長	採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号事案については適当と認め進達します。
議 長	次に4号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。
7 番田中委員	<p>申請地の場所は、向陽通りの判屋の前の点滅信号から西へ 300m 程進んだ所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細としては、現在家族所有の車の駐車場を賃貸で借りており、また、飲食店経営をしているため来客用の駐車場がどうしても必要なため、土地を取得してこれを利用するためとのことです。</p> <p>申請者の母親が申請地より見て一軒住宅を挟んだ東側の店舗兼住宅にて食堂を営んでおります。店舗のわきに自動車2台分の駐車場がありますが、自家用車を店舗脇に止めてしまうと来客の車は1台しか止められないことになってしまうため自家用車用に月極駐車場を借りておられます。それでも2台しか止められないため、申請地を購入して駐車場を増やしたいとのことでした。</p> <p>また、所有者としては近所の人に畑を貸していましたが返されて、自身では年齢等の事情で管理できず手放したかったそうで、今回の売買に至ったとのことです。</p> <p>申請書のほかに誓約書・隣地承諾書・土地利用計画図面・資金計画として定期預金証書の写しを確認しました。砂利敷で雨水は町道側溝に流します。</p> <p>転用によって生じる付近の農地への影響は5月25日に現地確認により行いました。申請地の範囲も明示されており、また、畑として良好な状態に維持管理されておりました。</p> <p>以上から4号事案の申請内容に問題はないかと思われます。 皆様のご審議をお願いします。</p>

議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。          質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地につきましては、御嵩町都市計画図の用途地域に指定されている地域で、第3種農地に位置付けられています。          以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。          4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。          よって4号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に5号事案について、1番 亀井委員 説明願います。</p>
1番亀井委員	<p>本件の譲受人が駐車場を整備し、その後はただこし歯科クリニックへ貸し出すという事業内容です。          申請地は国道21号バイパス古屋敷交差点から北東へ120m程の県道御嵩可児線沿いにあります。          申請地の南側は農業排水路、西側は農業用水路が南から北方向へ走っております。また、同一区画内の北西角地に雑種地があり、売買物件の看板が立てられていました。北側は県道です。東側は住宅と農地がありますが、この住宅の世帯主と農地所有者は兄弟で兄が南側農地の所有者です。          権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人が新たな駐車場の整備場所について思うように用地確保が進んでいない時に、本申請地が売り手・買い手両者の合意に至ったとのことです。          駐車場整備事業案として、駐車場へは北側県道から侵入予定です。県道側以外の隣接地境界部は擁壁を施工予定で、雨水については北側県道側溝へ処理し、周辺農地には影響がない予定になっております。          万一問題が生じた場合は申請者において解決する旨、申請書に明記されております。          本件は新たに23台分の駐車場を設置するという計画ですが、現在の駐車場について数回確認を行ったところ、現在の駐車場は満杯に近い状況であり、また、歯科クリニックの増設予定、それに伴うスタッフや来客の増加を考えると23台分の駐車場の確保は妥当であると思われまます。          添付書類に誓約書・事業計画資金である預金通帳コピー、法人の登記簿・定款・隣地承諾書・根抵当権者からの承諾書・申請法人とただこし歯科クリニックとの駐車場賃貸借契約書・委任状を確認しました。          以上のことから申請内容に問題はないかと思われまます、皆様の審議をお願いします。</p>

議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。          質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられています。</p> <p>また、5 月 25 日の現地確認の際に指摘がありました草刈りについてですが、現地を確認しましたところ、草刈りが完了している状態でしたので審議には問題ないかと思われまます。          以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>5 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 5 号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に 6 号事案について、9 番 鍵谷正委員 説明願います。</p>
9 番鍵谷委員	<p>申請地は共和中学校より南東に 300m の所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする事由は、御嵩町亜炭鉱廃鉱の国道充填工事に伴い地下水の排水について濁りを処理して排水するために申請地に濁水処理施設の設置敷地として一時転用して借り受けたいというものです。転用期間は平成 30 年 7 月 1 日から 6 ヶ月間となっています。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、北側は愛知用水の工作物並びに賃貸人の田であります。その他は堤防道路であります。</p> <p>隣接地に被害を及ぼすことはないと思われまますが十分注意いたします。万が一被害があった際には転用者において賠償いたします。</p> <p>添付書類に位置図・施設の配置図・誓約書・農地復元誓約書・施工行程表・履歴事項全部証明書・定款・申請地以外での代替地検討資料・委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については 5 月 25 日に現地の確認を行いました。</p> <p>以上のことから 6 号事案の申請内容に問題はないと思われまますが皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。          質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付け</p>

	<p>られています。</p> <p>また、今回の申請は6か月間の一時転用申請であり、平成31年1月には原状復旧がなされる予定です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>6号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって6号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に7号事案について、10番 鍵谷道隆委員 説明願います。</p>
10番鍵谷委員	<p>申請地の場所は伏見小学校より西に約200m進み、変電所交差点を南側に約150m進んだ西側の所です。</p> <p>転用の目的は宅地分譲です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする事由は、譲受人は不動産業を営んでおり、今回の申請地を取得して宅地分譲としたいとのことです。</p> <p>添付書類として土地利用配置図・誓約書・銀行からの融資提案書・委任状・可児土地改良区意見書を確認しました。</p> <p>転用の目的にかかわる施設の概要は5月25日に現地確認を行いました。土地造成はコンクリート擁壁を作り土砂の流出防止をします。汚水は公共下水道に接続、雨水は町道側溝へ放流します。</p> <p>以上のことから7号事案の申請内容について問題はないと思われませんが皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地につきましては、御嵩町都市計画図の用途地域に指定されている地域で、第3種農地に位置付けられています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>7号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって7号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第37号 御嵩町農業委員会の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定に対する意見について、を議題とします。</p> <p>事務局 朗読、説明願います。</p>

議 長	(事務局朗読・説明) 質疑に入ります。
議 長	遊休農地の解消面積が目標に対して 1,600%の実績となっているが詳しく説明願いたい。
事 務 局	<p>遊休農地について、委員の皆様には毎年農地パトロールを行っていただいているところであります。</p> <p>昨年の7月に委員の改選がありまして、改選前の農業委員の方と改選後の農業委員の方で遊休農地の判断基準が同一に保てなかったことが大きな原因かと思われまます。</p> <p>1600%の解消実績となっておりますが、実際に何か特別な活動を行ったというわけではありません。</p>
議 長	理由は分かったがここまで大きく変わってしまうと同じ土地を調査している意味がなくなってしまう。特に農地利用最適化推進委員の方にとってはメインの活動となってくるため、同一の判断ができるよう対策を講じてほしい。
事 務 局	承知しました。委員が代わったから基準が変わったでは理由にならないため同じ基準で判断できるようにします。皆様には事前にお集まりいただき、現地を確認しながら遊休農地の判断基準を統一していきたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願ひします。
議 長	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>採決に入ります。</p> <p>議第 37 号について、適当と認める方は挙手願ひします。挙手全員であります。</p> <p>よって議第 37 号については適当と認めます。</p> <p>次に、報第 11 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局報告願ひします。</p> <p>(事務局報告)</p> <p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">11 時 10 分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

---

9 番

---

10 番

---